

道銀VISAカード会員規約（2023年4月改定）

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>第14条（カード利用の一時停止等）</p> <p>第21条（期限の利益の喪失）</p> <p>2. 本会員は、当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第22条第1項の規定（ただし、第22条第1項第7号または第8号の事由に基づく場合を除きます）により会員資格を取消された場合、リボルビング払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いに係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。</p> <p>第35条（支払停止の抗弁）</p> <p>1. 会員は、リボルビング払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いにより購入した商品等について次の事由が存するときは、当該事由が解消されるまでの間、当社に対し当該事由に係る商品等について支払いを停止することができます。ただし、割賦販売法の</p>	<p>第14条（カード利用の一時停止等）</p> <p>【下記「9.」を追加】</p> <p><u>9. 当社は、当社が合併、株式交換、会社分割、事業譲渡その他の組織再編を実施しあるいは実施しようとする場合であって、貸金業法、割賦販売法その他の法令の確実な遵守のためカードの利用停止が必要と判断する場合には、事前に当社が相当と認める方法で告知の上、一定期間カードショッピング、キャッシングリボおよび海外キャッシングサービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。</u></p> <p>第21条（期限の利益の喪失）</p> <p>2. 本会員は、当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第22条第1項の規定（ただし、<u>第22条第1項第6号・第7号・第8号</u>の事由に基づく場合を除きます）により会員資格を取消された場合、リボルビング払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いに係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。</p> <p>第35条（支払停止の抗弁）</p> <p>1. 会員は、リボルビング払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いにより購入した商品等について次の事由が存するときは、当該事由が解消されるまでの間、当社に対し当該事由に係る商品等について支払いを停止することができます。ただし、割賦販売法の</p>

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>規定の適用がないかその適用が除外される取引、商品・権利・役務についてはこの限りではありません。</p> <p>① 商品等の引渡し、提供がなされないこと。 ② 商品等に瑕疵（欠陥）があること。</p>	<p>規定の適用がないかその適用が除外される取引、商品・権利・役務についてはこの限りではありません。</p> <p>① 商品等の引渡し、提供がなされないこと。 ② 商品等に<u>破損、汚損、故障、欠陥、その他の種類又は品質、数量</u>に関して<u>契約の内容に適合しない場合</u>があること。</p>
（2022年6月改定）	（2023年4月改定）

個人情報の取扱いに関する同意条項

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用等）</p> <p>1. 会員または会員の予定者（以下総称して「会員等」という）は、本規約（本申込みを含む。以下同じ）を含む当社との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービス提供のため、下記①から⑦の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、本会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）をすること（下記②の契約情報を含む家族カードに関するお支払い等のご案内は、本会員にご案内します）、および法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これ</p>	<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用等）</p> <p>1. 会員または会員の予定者（以下総称して「会員等」という）は、本規約（本申込みを含む。以下同じ）を含む当社との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービス提供のため、下記①から⑨の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じた上で収集<u>（映像、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む）</u>・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、本会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）をすること（下記②の契約情報を含む家族カードに関するお支払い等のご案内は、本会員にご案内します）、および法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提</p>

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>らの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます）の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために利用すること、を含むものとします。</p> <p>① 申込み時または入会後に会員等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入しまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債および収入等の情報（以下総称して「氏名等」という）、本規約に基づき届出られた情報および当社届出電話番号の現在および過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報、ならびにお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」という）</p> <p>② 会員のご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数等のご利用状況および契約内容に関する情報（以下「契約情報」という）</p>	<p>出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます）の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために利用すること、を含むものとします。</p> <p>① 申込み時または入会後に会員等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入しまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債および収入、<u>在留資格に関する情報等の情報</u>（以下総称して「氏名等」という）、本規約に基づき届出られた情報および当社届出電話番号の現在および過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報、<u>電話接続状況履歴</u>（全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる）ならびにお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」という）</p> <p>② 会員のご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数、<u>ID その他の識別情報等</u>のご利用状況および契約内容に関する情報（<u>クレジットカード利用可能加盟店等から当社が適法に取得する情報を含み、以下「契約情報」という</u>）</p> <p>⑧ <u>会員等のインターネット（アプリ、アフィリエイトサイトを含む）上での閲覧履歴、商品購買履歴、サービス利用履歴、位置</u></p>

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>2. 会員は、当社が下記の目的のために前項の①②③④の個人情報を利用することを同意します。</p> <p>① 当社のクレジットカード関連事業（キャッシング・ローン等の金銭貸付事業を含む。以下同じ）における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス</p> <p>② 当社のクレジットカード関連事業における市場調査、商品開発</p> <p>③ 当社のクレジットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動</p> <p>④ 当社が認めるクレジットカード利用可能加盟店等その他当社の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール等その他の通信手段を用いた送信</p> <p>⑤当社が認めるクレジットカード利用加盟店等その他地方公共団体等および当社の提携する者等の各種プロモーション活動等を支援するデータ分析サービス提供のための<u>統計レポートの作成</u>（個人を識別し得ない統計情報として加工したものに限る）</p>	<p><u>情報等の履歴情報、利用されている端末の情報、ネットワーク情報（IP アドレス等）等</u></p> <p><u>⑨本項各号に定める情報に付帯する個人関連情報（第三者から提供を受け個人データとなる個人関連情報を含む）</u></p> <p>2. 会員は、当社が下記の目的のために前項の①②③④<u>⑧⑨</u>の個人情報を利用することを同意します。</p> <p>① 当社のクレジットカード関連事業（キャッシング・ローン等の金銭貸付事業を含む。以下同じ）における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス</p> <p>② 当社のクレジットカード関連事業における市場調査、商品開発</p> <p>③ 当社のクレジットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動</p> <p>④ 当社が認めるクレジットカード利用可能加盟店等その他当社の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール等その他の通信手段を用いた送信</p> <p>⑤当社が認めるクレジットカード利用加盟店等その他地方公共団体等および当社の提携する者等の各種プロモーション活動等を支援するデータ分析サービスにおいて、<u>個人情報に係るデータを照合、分析することにより、統計レポートを作成すること</u>（個人を識別し得ない統計情報として加工したものに限る）</p>

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社所定の方法（インターネットの当社ホームページへの常時掲載）によってお知らせします。</p> <p>第2条（個人信用情報機関への登録・利用）</p> <p>1. 本会員の予定者を含む。（以下総称して「本会員等」という）は、当社が、本規約に係る取引上の判断にあたり、当社が加盟する下記の個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」という）および加盟信用情報機関と提携する下記の個人信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に照会し、本会員等およびその配偶者の個人情報が登録されている場合には当該配偶者の情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）を本会員等の支払能力の調査の目的に限り、利用することに同意します。</p> <p>個人情報の共同利用について</p> <p>当社は、個人情報の保護に関する<u>法律第23条第5項</u>に基づき、収集した個人情報を共同利用できるものとし、個人情報の共同利用に</p>	<p>※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社所定の方法（インターネットの当社ホームページへの常時掲載）によってお知らせします。</p> <p><u>3. 会員等は、当社が各種法令の規定により提出を求められた場合およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に会員等の個人情報を提供することに同意します。</u></p> <p>第2条（個人信用情報機関への登録・利用）</p> <p>1. <u>本会員</u>（本会員の予定者を含む。以下総称して「本会員等」という）は、当社が、本規約に係る取引上の判断にあたり、当社が加盟する下記の個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」という）および加盟信用情報機関と提携する下記の個人信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に照会し、本会員等およびその配偶者の個人情報が登録されている場合には当該配偶者の情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）を本会員等の支払能力の調査の目的に限り、利用することに同意します。</p> <p>個人情報の共同利用について</p> <p>当社は、個人情報の保護に関する<u>法律</u>に基づき、収集した個人情報を共同利用できるものとし、個人情報の共同利用についてインター</p>

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
ついてインターネットの当社ホームページへの常時掲載によって公表するものとします。	ネットの当社ホームページへの常時掲載によって公表するものとします。
(2022年6月改定)	(<u>2023年4月</u> 改定)

マイ・ペイすりボ会員特約

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>第2条（カード利用代金の支払区分）</p> <p>2. 本カードの弁済金（毎月支払額）は、会員規約第31条にかかわらず、下記のいずれかとなります。なお、マイ・ペイすりボ会員が希望し当社が適当と認めた場合には、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。</p> <p>(2)元金定額コースを指定した場合は、支払いコースを指定したときに指定した金額（5千円または1万円以上1万円単位。ゴールドカードの場合は1万円以上1万円単位。但し、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額とします）または当社が適当と認めた金額に本条第4項に定める手数料を加算した額</p> <p>第5条（マイ・ペイすりボの設定）</p> <p>マイ・ペイすりボの設定は、リボルビング払い利用枠の設定が</p>	<p>第2条（カード利用代金の支払区分）</p> <p>2. 本カードの弁済金（毎月支払額）は、会員規約第31条にかかわらず、下記のいずれかとなります。なお、マイ・ペイすりボ会員が希望し当社が適当と認めた場合には、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。<u>なお、マイ・ペイすりボ申込み時において、会員は支払いコースを元金定額コースと指定したとみなします。</u></p> <p>(2)元金定額コースを指定した場合は、<u>5千円以上の当社が指定する金額</u>（但し、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額とします）または当社が適当と認めた金額に本条第4項に定める手数料を加算した額</p> <p>第5条（マイ・ペイすりボの設定）</p> <p>マイ・ペイすりボの設定は、リボルビング払い利用枠の設定が</p>

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
ある場合に有効とします。法令の定め、与信判断等により当社が必要と認めリボルビング払い利用枠の設定を取消した場合、または、会員の申出によりリボルビング払い利用枠を取消した場合は、マイ・ペイすリボの設定は取消すものとします。	ある場合に有効とします。法令の定め、与信判断等により当社が必要と認めリボルビング払い利用枠の設定を取消した場合、または、会員の申出によりリボルビング払い利用枠を取消した場合は、マイ・ペイすリボの設定は取消す <u>場合があります</u> 。
(2018年10月改定)	(2023年4月改定)

カードご利用代金WEB明細書サービス利用特約

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>第1条（本サービスの内容）</p> <p>1. 「カードご利用代金WEB明細書サービス」（以下、「本サービス」という）は、道銀カード株式会社（以下、「当社」という）が発行したカード（一部のカードを除く）保有者（以下、「会員」という）に対し、当社発行のカードにかかる毎月のカード利用代金明細書を、郵送による方法に代えて本利用特約に規定された方法により提供するサービスをいいます。</p> <p>2. 本サービスには、割賦販売法第30条の2の3各項に規定される書面、および貸金業法第17条第6項に規定される書面が電磁的方法により交付されることが含まれます。</p> <p>3. 第2項に関し、平成19年12月19日（以下、「基準日」という。）以前に本サービスの申し込みを行った会員が、本サービスにて</p>	<p>第1条（<u>内容</u>）</p> <p>1. 「<u>カードご利用代金WEB明細書サービス利用特約</u>」（道銀カード株式会社（以下、「当社」という）が運用するウェブサイト及び当社が発行したカードの保有者等に提供する書面において「WEB明細」又は「カードご利用代金WEB明細書サービス」との名称で表示されるサービスを指す。）は、「当社」が発行したカード（一部の法人・<u>提携カードを除く</u>）保有者（以下、「会員」という）に対し、当社発行のカードにかかる毎月の<u>カード利用代金明細情報</u>（以下、「本明細」という）を、当社指定のウェブサイトで閲覧に供するサービスです（以下、「本サービス」という）。会員は、本特約に規定された方法により当該ウェブサイトを閲覧することで、<u>カード利用代金明細情報を確認することができます</u>。</p>

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>貸金業法第 17 条第 6 項に規定される書面を電磁的方法により交付を受ける場合（以下、「法定書面の電磁的交付を受ける場合」という。）は、当社が別途定める方法にて承諾を得るものとします。ただし、基準日以前に本サービスの申し込みをした会員が本サービスにて法定書面の電磁的交付を受ける場合であっても、既に貸金業法施行令第 3 条の 4 第 1 項に定める承諾（以下、「法定承諾」という。）を得ている場合には、別途承諾を得ることは不要とします。また、基準日より後に本サービスの申し込みをした会員が本サービスにて法定書面の電磁的交付を受ける場合であっても、法定承諾を得ていない場合には、当社が別途定める方法にて承諾を得るものとします。</p> <p>4.当社は、本サービスの申し込みを行った会員に対しても、システムメンテナンスその他の理由により一時的に本サービスの提供を中止し、カード利用代金明細書を郵送による方法で送付することがあります。</p>	<p>2.<u>本明細</u>には、割賦販売法第 30 条の 2 の 3 各項に規定される<u>情報提供</u>、および貸金業法第 17 条第 6 項に規定される<u>書面の交付が電磁的方法により行われることが含まれます</u>。</p> <p>3.第 2 項に関し、平成 19 年 12 月 19 日（以下、「基準日」という。）以前に<u>本明細</u>の申し込みを行った会員が、本サービスにて貸金業法第 17 条第 6 項に規定される書面を電磁的方法により交付を受ける場合（以下、「法定書面の電磁的交付を受ける場合」という。）は、当社が別途定める方法にて承諾を得るものとします。ただし、基準日以前に本サービスの申し込みをした会員が本サービスにて法定書面の電磁的交付を受ける場合であっても、既に貸金業法施行令第 3 条の 4 第 1 項に定める承諾（以下、「法定承諾」という。）を得ている場合には、別途承諾を得ることは不要とします。また、基準日より後に本サービスの申し込みをした会員が本サービスにて法定書面の電磁的交付を受ける場合であっても、法定承諾を得ていない場合には、当社が別途定める方法にて承諾を得るものとします。</p> <p><u>4.当社は、法令で定める場合または第 1 項で除いた一部の法人・提携カードにおいては、カード利用代金明細書を郵送による方法で送付します。</u></p> <p><u>5.当社は、システムメンテナンスその他の理由により一時的に本明細</u>の提供を中止し、カード利用代金明細書を郵送による方法で送付することがあります。</p>

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>第 2 条（本サービスの閲覧方法利用）</p> <p>本サービスの利用を希望する会員は、本利用特約を承認したうえで、当社の定める方法により本サービスの利用登録を行うものとします。利用登録が完了した場合に、本サービス利用登録会員は、本サービスを利用することができるものとします。なお、本サービスは、パソコン等によってインターネット接続できる環境を整えていることを前提とします。</p> <p>第 3 条（カード利用代金明細書の通知方法）</p> <p>1.当社は、電子化されたカード利用代金明細書（以下、「WEB明細書」という）の作成が完了した旨を、会員が届け出たパソコン等の電子メールアドレスに宛てて電子メールを配信、または、電子メールアドレスの届け出がない場合は会員が届け出た住所に宛てて通知書を送付します。会員は、当該電子メールまたは通知書を受領後直ちに、当該電子メールまたは通知書において指定されたウェブサイトにてWEB明細書を閲覧し、パソコン等でデータを保存することとし、</p>	<p>第 2 条（<u>本明細の閲覧方法</u>）</p> <p>1.<u>会員は本明細の閲覧にあたり、本特約を承認したうえで、当社の定める方法により本明細を閲覧するための登録を行う必要があります。登録が完了した場合に、本明細登録会員は、本明細の閲覧が可能となります。</u></p> <p>2.<u>会員は、本明細の閲覧にあたり、パソコン等によってインターネット接続できる環境を整える必要があります。</u></p> <p>3.<u>会員は、前項の環境を整えることができない場合を含み、当社に対して申出をした場合であって当社が承諾した場合あるいは法令で当社が義務づけられる場合に限り、カード利用代金明細書を郵送にて受領することができます。なお、郵送にあたっては、当該書面の送付が当社の義務に属する場合を除き、会員規約に従い、当社は所定の手数料を請求することができるものとします。</u></p> <p>第 3 条（<u>本明細の通知方法</u>）</p> <p>当社は、<u>本明細の作成が完了した旨を、会員が届け出たパソコン等の電子メールアドレスに宛てて電子メールを配信します。なお、電子メールアドレスの届け出がない場合は当社が定める適当な方法で通知する場合があります。</u>会員は、当該電子メールまたは<u>通知書</u>を受領後直ちに、指定されたウェブサイトにて<u>本明細書</u>を閲覧し、パソコン等でデータを保存することとし、データの保存ができなかった場合等には、当社に届け出るものとします。なお、<u>本明細書</u>を印刷して保存することを希望する会員は、パソコン等からインターネット</p>

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>データの保存ができなかった場合等には、当社に届け出るものとします。なお、本WEB明細書を印刷して保存することを希望する会員は、パソコン等からインターネット接続のうえWEB明細書を参照し、印刷するものとします。</p> <p>2.会員の本サービス利用期間中は、第4条第3項の場合および当社が必要と判断した場合を除いて、当社から会員へのカード利用代金明細書の郵送は停止します。</p> <p>第4条（電子メールアドレス）</p> <p>1.本サービスに利用する電子メールアドレスには、携帯電話用メールアドレスおよび携帯電話用ウェブメールアドレスは登録できません。</p> <p>2.会員は、電子メールアドレスの変更を行った場合には、遅滞なく当社ホームページのサービスメニューから変更の手続きを行うものとします。</p> <p>3 会員は、当社から会員に宛てた電子メールが不着であるとの通知を当社から受けた場合には、遅滞なく登録されている電子メールアドレスの確認、または必要に応じて変更の手続きを行うものとします。当社にて電子メール不着と認識されている期間は、当該会員へカード利用代金明細書等を郵送します。</p>	<p>接続のうえ<u>本明細書</u>を参照し、印刷するものとします。</p> <p>【第2項削除】</p> <p>第4条（電子メールアドレス）</p> <p>【第1項削除第2項以下繰上】</p> <p><u>1.会員は、電子メールアドレスの変更を行った場合には、遅滞なく当社ホームページのサービスメニューから変更の手続きを行うものとします。</u></p> <p><u>2.会員は、当社から会員に宛てた電子メールが不着であるとの通知を当社から受けた場合には、遅滞なく登録されている電子メールアドレスの確認、または必要に応じて変更の手続きを行うものとします。当社にて電子メール不着と認識されている期間は、<u>当社が定める適当な方法で通知する場合があります。</u></u></p>

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>第 5 条（ハンドルネーム）</p> <p>1.会員が本サービスの利用登録をする際に必要となるハンドルネーム（会員宛て電子メールに挿入される仮名）には会員の本名を使用することはできません。</p> <p>第 6 条（本サービス利用に必要な情報通信技術の種類および内容）</p> <p>本サービスの利用に関わるウェブ閲覧用ブラウザおよび電子メールの添付ファイル閲覧用ソフトウェアの種類・バージョンならびにハードウェアの機種等、ダウンロード用利用代金明細データ等の形式等のサービス利用環境は、当社ホームページにて指定するものとします。なお、本サービスを利用するにあたり、当社がサービス利用環境を変更した場合、会員は速やかにサービス利用環境を整えるものとします。</p> <p>第 7 条（本利用特約の適用および変更）</p> <p>当社は、当社が適当と判断する方法で会員に通知することにより、本利用特約を変更できるものとします。</p> <p>第 8 条（本サービスの利用の中止等）</p> <p>1.会員が本サービスの利用の中止を希望するときは、当社が指定する方法により届け出るものとします。</p>	<p>第 5 条（ハンドルネーム）</p> <p>1.会員が<u>本明細</u>を利用する際に必要となるハンドルネーム（会員宛て電子メールに挿入される仮名）には会員の本名を使用することはできません。</p> <p>第 6 条（<u>本明細閲覧</u>に必要な情報通信技術の種類および内容）</p> <p><u>本明細の閲覧</u>に関わるウェブ閲覧用ブラウザおよび電子メールの添付ファイル閲覧用ソフトウェアの種類・バージョンならびにハードウェアの機種等、ダウンロード用利用代金明細データ等の形式等のサービス利用環境は、当社ホームページにて指定するものとします。なお、<u>本明細を閲覧</u>利用するにあたり、当社が<u>本明細の閲覧環境</u>を変更した場合、会員は速やかに<u>閲覧環境</u>を整えるものとします。</p> <p>第 7 条（本利用特約の適用および変更）</p> <p>当社は、当社が適当と判断する方法で会員に通知することにより、本利用特約を変更できるものとします。<u>また、法令の定めにより本特約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。</u></p> <p>第 8 条（<u>本明細の閲覧</u>の中止等）</p> <p>【第 1 項削除第 2 項以下線<u>上</u>】</p> <p><u>1.当社が会員に宛てた電子メールが一定期間連続して不着になったときは、当社は当該会員の<u>本明細</u>の登録を、当該会員に対して告知することなく、取り消すことができるものとします。</u></p>

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>2..当社が会員に宛てた電子メールが一定期間連続して不着になったときは、当社は当該会員の本サービスの登録を、当該会員に対して告知することなく、取り消すことができるものとします。</p> <p>3.会員が、当社が指定するサービス利用環境を整えられないことが原因で、本サービスを正常に利用できないときは、会員は速やかに本サービスを解約するものとします。</p> <p>4.当社が本サービスの利用を認めないと判断したときは、当社は、会員に対し、別途その旨を通知することにより、いつでも、本サービスの利用を認めないことができるものとします。</p> <p>5.会員が理由の如何に関わらず当社カードを解約した場合は、本サービスの利用は、同時に終了するものとします。</p> <p>第 9 条（免責事項）</p> <p>1. 当社の責によらない、通信機器、端末等の障害及び通信上の障害やインターネット環境等の事由により、本サービスの提供が遅延又は不能となった場合、若しくは、当社が送信した情報に誤謬、脱落が生じた場合、そのために生じた損害については、当社は何ら責任を負うものではありません。</p> <p>2. 当社に故意又は重過失がある場合を除き、本サービスを利用する</p>	<p>2.会員が、当社が指定する<u>本明細閲覧環境を整えられないことが原因で、本明細を正常に閲覧できないことがあることを会員は承諾します。</u></p> <p>3.当社が<u>本明細の閲覧を認めないと判断したときは、当社は、会員に対し、別途その旨を通知することにより、カード利用代金明細書を郵送による方法で送付することができるものとします。</u></p> <p>4.会員が理由の如何に関わらず当社カードを解約した場合は、<u>本明細の閲覧はできません。</u></p> <p>第 9 条（免責事項）</p> <p>1. 当社の責によらない、通信機器、端末等の障害及び通信上の障害やインターネット環境等の事由により、<u>本明細の閲覧不能または通知の遅延又は不能となった場合、若しくは、当社が送信した情報に誤謬、脱落が生じた場合、そのために生じた損害については、</u>当社は何ら責任を負うものではありません。</p> <p>2. 当社に故意又は重過失がある場合を除き、<u>本明細を閲覧するこ</u></p>

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>ことによって生じたいかなる損害についても、当社は何ら責任を負うものではありません。</p>	<p>とによって生じたいかなる損害についても、当社は何ら責任を負うものではありません。</p>
<p>（2016年5月改定）</p>	<p>（2023年4月改定）</p>